

第2回むつ市総合開発審議会
会 議 録

(平成24年9月26日)

むつ市総務政策部企画調整課

1. 日 時 平成24年9月26日(水) 開 会 午後1時30分
閉 会 午後3時30分

2. 場 所 むつ市役所大会議室1

3. 出席委員 (委員20名)

| | |
|--------------|------------|
| 石 田 勝 弘 委員 | 大 瀧 次 男 委員 |
| 佐々木 隆 徳 委員 | 宮 浦 雅 子 委員 |
| 立 花 順 一 委員 | 折 館 博 委員 |
| 工 藤 清 四 郎 委員 | 櫛 引 由 昭 委員 |
| 高 谷 邦 委員 | 成 田 幸 雄 委員 |
| 藤 島 文 孝 委員 | 白 川 光 治 委員 |
| 星 和 夫 委員 | 大 瀧 孝 宏 委員 |
| 千 船 五 郎 委員 | 小 川 千 恵 委員 |
| 平 塚 邦 夫 委員 | 坪 二 三 子 委員 |
| 佐々木 重 人 委員 | 西 田 キ イ 委員 |

4. 欠席委員 (委員8名)

| | |
|------------|------------|
| 徳 直 義 委員 | 關 實 委員 |
| 住 吉 明 夫 委員 | 笠 井 俊 二 委員 |
| 濱 崎 正 明 委員 | 三 上 史 雄 委員 |
| 田 中 常 浩 委員 | 向 井 宏 治 委員 |

5. 事務局職員 (8名)

| | |
|-------------------|-------------------|
| 伊 藤 道 郎 総務政策部長 | 高 橋 聖 企画調整課長 |
| 吉 田 和 久 企画調整課総括主幹 | 斉 藤 洋 一 企画調整課主任主査 |
| 岩 瀬 圭 吾 企画調整課主任主査 | 新 谷 智 文 企画調整課主査 |
| 大 場 達 也 企画調整課主事 | 京 谷 香 織 企画調整課臨時職員 |

6. 長期総合計画策定小委員会 (12名)

| | |
|----------------------|----------------|
| 花 山 俊 春 総務政策部政策推進監 | (第1策定小委員会委員長) |
| 石 野 了 財務部政策推進監 | (第1策定小委員会副委員長) |
| 古 川 俊 子 保健福祉部政策推進監 | (第2策定小委員会委員長) |
| 鹿 内 徹 保健福祉部副理事健康推進課長 | (第2策定小委員会副委員長) |

| | | |
|------|----------------|----------------|
| 竹山清信 | 民生部政策推進監 | (第3策定小委員会委員長) |
| 村田尚 | 総務政策部防災政策課長 | (第3策定小委員会副委員長) |
| 吉田正 | 建設部政策推進監 | (第4策定小委員会委員長) |
| 川森浩史 | 公営企業局政策推進監 | (第4策定小委員会副委員長) |
| 笠井哲哉 | 経済部政策推進監 | (第5策定小委員会委員長) |
| 浜田一之 | 経済部産業政策課長 | (第5策定小委員会副委員長) |
| 岩崎若男 | 教育委員会事務局理事図書館長 | (第6策定小委員会委員長) |
| 小鳥孝之 | 教育委員会事務局政策推進監 | (第6策定小委員会副委員長) |

7. 次第

1. 開会

2. 議題

(1) パブリックコメントの取扱いについて

(2) 後期基本計画(案)に対する提出意見について

3. その他

4. 閉会

8. 会議概要

別紙のとおり

1. 開会

(総務政策部長)

本日もお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ただ今から、第2回むつ市総合開発審議会を開催いたします。議題進行は会長にお願いしたいと存じます。

2. 議題

(会長)

それでは議題に入りますが、その前に、本日の出席委員は20名であり、委員数28名の半数以上に達しておりますので、むつ市総合開発審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、本日の議題全体の進行方法について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本日は、1.「パブリックコメントの取扱いについて」をご審議いただくとともに、委員の皆さまから予め提出していただきました、2.「後期基本計画（案）に対する提出意見」について、事務局及び各策定小委員会による回答を踏まえご審議いただきたいと存じます。

(1) パブリックコメントの取扱いについて

(会長)

それでは、議題の(1)パブリックコメントの取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

「パブリックコメントの取扱いについて」であります。市民の方から寄せられました各意見に対する市側の回答について、委員の皆さまから特にご意見等がございませんでしたので、その了解をいただいたと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(会長)

前回の会議で、「パブリックコメントの取扱いについて」に関し、事前に意見を提出してほしいということでしたが、特に意見がなかったことから、異議がないものとしてよろしいでしょうか。(異議なし)

(2) 後期基本計画（案）に対する提出意見について

(会長)

続きまして、(2)後期基本計画（案）に対する提出意見について、資料の1ページから進めてまいります。1ページ目の意見について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

後期基本計画(案)の中で、「取組」、「取り組み」、「取組み」と表記が混在しているので、「取組」という表記で統一したらどうかというご意見です。

続けて回答いたしますが、学校教育では「取り組み」と、送り仮名を交えた表記で学習するようですが、他の表記方法も間違っているわけではありません。

ただし、公用文では、名詞として「取組」、動詞として「取り組む」と表記しておりますので、校正作業の中で、表記方法を統一したいと思います。

(会長)

ただいまの説明と回答について、ご意見、ご質問等はありませんか。

ないようですので、2ページの質問について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

人口減少は全国的な問題であって、むつ市だけの努力では解決が困難と思う。ちょうど良いという感覚や、どこまで成長したいかという水準は、見定めるための指向性を考え方の中に持ち続けるよう意見したいというものです。

引き続き回答いたしますが、現在は人口減少対策を積極的に講じてはおりません。しかし人口減少が全国的課題であることは認識しておりますし、その対策手法についても情報収集には努めているところです。

(会長)

ただいま、事務局から説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(委員)

出生率が年々低くなり、今から20年先は、むつ市は更に人口が減少していると思われる。なんとか手の打ちようがないのかと考えるわけです。

そういう意味で指向性という言葉を使っているのです。指を指す方向を見て市政を東ねていただきたいなという思いが入っているのです。

(会長)

よろしいでしょうか。他にご質問、ご意見はございませんか。

(委員)

今、これをどうするのですか。この意見をどうするのですか。

(事務局)

ただいまのご意見は、後期基本計画(案)の表現等に修正を加えるものではありませんが、あくまでご意見として受け賜り、我々の考え方を申し上げたものであります。

(委員)

今の意見は非常に抽象的で、審議会として、その是非を判断するようなものではないと思う。後期基本計画は平成24年から28年の5年間のことですから、あまりにも先の話をするのではなく、ここ5年、10年先の状況をみればよいわけですね。

(事務局)

後期基本計画は基本的に今後5年間を見据えたものでありますが、ご意見である以上は、回答する必要があると判断しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

(会長)

その他ご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に進めてまいります。

(事務局)

「養殖残さ」を「養殖残渣」と漢字表記にしたかどうかというご意見です。

(会長)

ただ今、説明がありましたが、担当の第5策定小委員会、回答をお願いします。

(第5策定小委員会)

法令等では「残さ」と表記していることから、同様に表記したものであります。

(会長)

皆様からご意見、ご質問はございませんか。

ないようですので、次に移ります。事務局、説明をお願いします。

(事務局)

続いて資料4ページ、「老朽化が進行している公営住宅の計画的な整備、既存ストックの改善に努めます」という言い回しを、「公営住宅ストック総合計画により整備します。また中心市街地での空き店舗をリフォームして、高齢者向け賃貸型の公営住宅を検討していきます。」に修正してはどうかというご意見です。

(会長)

このことにつきまして、第3策定小委員会、回答をお願いします。

(第3策定小委員会)

むつ市では、平成19年3月「むつ市公営住宅ストック総合活用計画」を策定しておりますが、平成23年6月に「むつ市公営住宅等長寿命化計画」を新たに策定いたしました。

これまでは壊れたら直すという対処療法的な維持管理をしておりましたが、これからは出来るだけ壊れないようにする、予防保全的な維持管理へ転換を図っているもの

でありますので、原案どおりの表現にしたいと考えております。

また、中心市街地の空き店舗については、住宅の問題というよりは、空き店舗対策として検討すべきものと考えますので、やはり原案どおりの表現にしたいと考えております。

(会長)

ただ今の回答に対してご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、続きまして5ページに移りたいと思います。

(事務局)

資料の5ページ、広域交通ネットワークの形成という施策内容につきまして、3名の委員から、合わせて5件のご意見、ご質問をいただいております。

最初に、生活基盤の基本は道路であり、川内から脇野沢間の狭い道の拡幅・整備を目指す取組を図るべきとの意見であります。

引き続き回答いたしますが、後期基本計画(案)の28ページ、主要計画(2)幹線道路(国道、県道)の整備の中で、ただ今のご意見を網羅していると考えておりますが、必要であれば、もう少し具体的に表記してもよろしいです。

(委員)

ぜひ、そうしていただきたいと思っております。

(事務局)

それでは、後期基本計画(案)28ページの主要計画(2)幹線道路(国道、県道)の整備のうち、「危険箇所等の道路改良による交通環境の整備を促進します」という部分を、「危険箇所、狭隘箇所等の道路改良による・・・」という表現に改めたいと思っております。

(会長)

ただ今の意見を踏まえ、文中に「狭隘箇所」を加えるということですが、よろしいでしょうか。

(委員)

「危険箇所、狭隘箇所」と、「箇所」という言葉が重複するので、「危険・狭隘箇所」と表記したらどうでしょうか。

(事務局)

ただ今のご意見等を踏まえ、該当部分の修正表現につきましては、事務局と会長に一任していただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(会長)

よろしいようですので、引き続き説明と回答をお願いします。

(事務局)

それでは、次にうつります。まず1つ目、下北・津軽半島に橋をかけることは大きなプロジェクトであり、むつ市の財政を圧迫しないのかということですが、これは下北・津軽半島大橋について調査、検討をするという趣旨であり、市が単独で大橋の建設工事を進めるということではありません。

平成5年「青森県交通総合ビジョン」、平成9年「青森県長期総合プラン」の中で、下北・津軽半島を結ぶ橋と津軽海峡大橋を合わせた「津軽海峡構想」というものがあり、国家的プロジェクトとして位置付けをしてもらうべく国に対して要望を行っておりました。

しかし景気の低迷、県財政の悪化、また莫大な建設費、維持費というものが支障となり、平成15年に三村知事が就任した時点で、青森県も方針転換しておりますが、下北・津軽半島大橋について調査・検討するとしているのは、東日本大震災を契機に、避難道路の重要性が増していることから、今後も情報収集等に努めていく必要があるだろうと判断したためであります。

次に2点目、下北半島縦貫道路進捗状況ですが、平成6年12月に地域高規格道路として指定されてから、既に18年余が経過し、現在も整備が続いております。

野辺地バイパスと有戸バイパス合計13.2kmが供用されており、また、むつ南バイパス9.2km、吹越バイパス5.8km、有戸北バイパス6.3kmは工事進捗中であります。

有戸北バイパスは本年11月半ばには供用開始予定となっておりますが、むつ南バイパスと吹越バイパスにつきましては、平成20年代には完成という話を聞いておりますものの、時期は確定しておりません。一方で、むつ市と横浜町間の約20kmは、自動車専用道路による全線バイパス整備ということで決定しており、現在、県がルートの詳細を協議しているところです。

続いて、新幹線へのアクセスの利便性に関するご質問ですが、野辺地駅での接続の利便性向上につきましては、現在も要望活動を継続しておりますが、八戸への直通便が往復2便体制になったことや2両編成で運行する時間帯が増えていること等、これまでの要望活動の成果が実っている点もあるかと思えます。

次に、七戸十和田駅からの2次交通の問題について、東北新幹線の全線開業にあわせ、むつ市から七戸十和田駅まで、下北交通と十和田観光電鉄が共同運行によって、1日2便のバス運行を行っておりましたが、東日本大震災の影響もあって利用者の低迷が続き、残念ながら、平成23年11月30日付けで運行を廃止いたしました。それに代わりまして、同年12月1日より、尻屋観光が予約制のシャトル便を、現在は全便対応で運行中であります。

最後に、「津軽大橋サミットの開催」につきまして、大橋建設の件は、先ほど回答したとおりであります。北海道新幹線・新函館駅開業を見据え、津軽・下北両半島及び道南地域の関係15市町村で協議会を設けております。

(会長)

ただ今の回答についてご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、続いて6ページの質問について説明をお願いします。

(事務局)

資料の6ページです。サービスセンターの設置を検討するということだが、サービスセンターとは一体何なのか、また、新たに外部に設置するのかというご質問であります。

(会長)

それでは第4策定小委員会、回答をお願いします。

(第4策定小委員会)

サービスセンターの設置検討とは、「サービスセンター」という名称で、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付やオンライン手続きによるサービスの提供を検討するという意味であり、関連施設を建設するというものではありません。

(会長)

ただ今の回答について、何か意見等はございませんか。
ないようですので、続きまして7ページに進みます。

(事務局)

それでは、資料7ページ、後期基本計画(案)33ページ、主要計画(4)の表現について、「電子自治体を推進する上で重要な視点の一つであり、」の「視点」という言葉を「力点」に改めてはどうかのご意見であります。

(会長)

第4策定小委員会、答弁をお願いします。

(第4策定小委員会)

原案と修正案を踏まえ、「視点」を「要素」という言葉に置き換えたいと思います。

(会長)

ただいま第4策定小委員会から、用語の修正について発言がありましたが、これについて、ご意見等はありませんか。

ないようですので、8ページの意見について説明をお願いします。

(事務局)

資料の8ページです。市の自治基本条例、市議会の議会基本条例について、その制定に向け、市と市議会は情報交換をしているのか。また、自治基本条例を制定するために住民投票を行う考えがあるのかというご質問のほか、条例を制定する場合は、前例にこだわらず、独自性を出して欲しいとの要望も寄せられております。

(会長)

それでは、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

自治基本条例は、市民主権のもと行政、議会等が、どのような役割を果たしつつ、どのような地域づくりを目指すのかということを経典化するもので、自治体憲法とも言われています。従って、主権者である市民が主体となり、前例にこだわらず、想像力豊かに、そして未来志向の考え方で、その内容を検討していくものであります。

当市では、本年8月8日に立ち上げました「市民協働のまちづくり会議」で、自治基本条例制定の是非を検討することとしており、もし制定することになれば、どのような組織で検討していけばよいか、また住民投票の要否等も含め、どのような手続きを踏めばよいか等、ご意見を伺う予定としております。

なお、議会基本条例に関しては、その進捗状況を伺ってはおりませんが、自治基本条例を制定することになれば、議会との情報共有も必要であると考えております。

(会長)

ただ今の回答についてご意見、ご質問はありますか。

ないようですので、続きまして9ページの意見についてお願いします。

(事務局)

市民協働の施策展開について、「市民や各種団体と行政が連携するネットワークを構築する」とあるが、ネットワークの構築とはどういうものかというご質問です。

(会長)

このことについて、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

ネットワークの構築とは、第5次行政改革の実施計画では、「まちネット」と称してあります。市民協働を進める上で、まちづくりの取組等に関する情報を共有し合う情報網と考えていただければ、イメージしやすいと思います。

(会長)

ただいま、第1策定小委員会から答弁がありました。他にご意見、ご質問はございませんか。なれば、10ページの質問、意見について説明をお願いします。

(事務局)

資料の10ページです。市全体の協働をテーマとして検討することに異論はないが、旧市町村の特色を踏まえ、旧市町村ごとの協働推進条例を設定してはどうかというご意見です。

(会長)

これについて、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

後期基本計画(案)の7ページ中段に、地域の総合力の向上という項目がございます。その中で、「本市は合併によって県内一広い行政区域を有することとなったことから、これまでの各地区の特色ある地域づくりを活かしつつ、各地区の連携を強めながら、市としての総合力の向上を図っていく・・・」と記載しております。

現在、市民協働まちづくり会議において、市民を中心とした17名で市民協働参画計画を策定しているところでありますが、旧町村地区からも2名ずつ委員になっていただき、その地区ごとの問題提起等も受けながら、地域の独自性にも配慮した推進方策を検討していくこととしています。

(会長)

ただいま、第1策定小委員会から答弁がありました。ご意見はございますか。

(委員)

赤色・黄色・青色と色があるじゃないですか。この色をみんな混ぜれば、綺麗な色になると思いますか。最後は濁色になって真っ黒になってしまうのではないですか。

(第1策定小委員会)

色を混ぜてしまえば、最終的に黒になるかもしれませんが、それぞれのまちづくりについての項目があるわけです。その項目に沿って、各地域の特色を活かしながら、どういうふうにやっていくかという部分をまとめつつ、進めていきたいと考えており、ひとつひとつに関して黒にしていく、全体を黒にするという意味ではございません。

(会長)

他にご質問、ご意見はございませんか。

ないようですので、ここで10分間の休憩を取りたいと思います。

～休憩～

(会長)

皆さんお揃いになったようですので、議事を再開いたします。

それでは11ページから進めてまいります。

(事務局)

資料の11ページです。市民協働の施策展開について、「市民活動の情報交換の場を整備する」とあるが、情報交換の場を整備する前に、市民自らが地域の課題を見出し、主体的に活動するという意識の底上げを図っていくことが先決ではないかとのご意見です。

(会長)

これについて、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

ただ今のご意見はもったもなことであり、我々も同様に考えております。主要計画(1)市民活動の情報交換の場の整備、(2)市民活動に係る情報発信の充実、(3)市民協働活動事業の支援の各項目は、順番に優劣はなく、同時並行で進めることを意図しておりますが、誤解を招かないよう、主要計画の順番を修正したいと思います。

(2)を(1)に繰り上げ、(3)を(2)に繰り上げ、(1)を(3)に繰り下げること
で、重点的に進めるべき順番になると思います。

(会長)

ただ今の回答に対して、ご意見等はございませんか。

ないようですので、続いて12ページの質問、意見について、説明をお願いします。

(事務局)

資料12ページです。市民協働における「市民活動に取り組む各種団体等」について、町内会・自治会というのは、各種団体に含まれるのかというご質問と町内会の連合会というものを組織したらどうかというご意見をいただいております。

また、「市民活動に関する情報発信」について、取扱いに関するルール作りをする必要があるのではないかというご意見であります。

(会長)

これについて、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

町内会を法的に地縁団体と呼んでおりますが、将来、協働のまちづくりを進める上で、重要な役割を担う団体であると考えております。当市でも、町内会の連合組織を形成している地区はありますが、町内会は任意の組織であることから、行政がその形成を指導することは好ましくないと考えます。

また、市民活動に関する情報の発信というのは、市役所のホームページや市政だより等を活用することを指しております。将来的には情報ネットワーク、いわゆる「まちネット」を構築し、情報を集約して扱うことを考えておりますが、その場合も、市や公的な機関が発信元となることが想定されますので、取扱いに関するルール作りは当然行われることとなります。

(会長)

回答がありましたが、皆さまからご質問、ご意見はございますか。

ないようですので、13ページにうつります。

(事務局)

資料13ページです。市では市政だよりやホームページを活用して広報広聴活動をしているが、ケーブルテレビ事業を展開するつもりはないか、また、市議会のネット中継、録画中継に取り組むつもりはないかというご質問であります。

(会長)

これについて、第4策定小委員会と事務局、回答をお願いします。

(第4策定小委員会)

広報の媒体としてテレビを活用することは、情報の質、量、即時性等を鑑みれば魅力的ではありますが、ケーブルテレビ事業は多額の費用を要する一方で、加入者の動向から、その採算性が懸念されるため、慎重に見極める必要があります。

(事務局)

市議会のネット中継等に取り組むつもりはないかのご質問について、具体的な事業の実施に関することですので、この場で回答することは難しく、議会当局による要望があれば、市財政当局との予算協議の中で決定されるものであります。

(会長)

第4策定小委員会及び事務局から答弁がありました。ご質問等はございませんか。ないようですので、14ページの質問、意見について、説明をお願いします。

(事務局)

資料の14ページ、後期基本計画(案)では38ページです。主要計画(3)の文章中に「自治意識の高揚実現」という箇所がありますが、これを「自治意識高揚の実現」と修正してはどうかのご意見をいただいております。

(会長)

それでは、第6策定小委員会から回答をお願いします。

(第6策定小委員会)

ご指摘のとおり、自治意識、高揚をひとつの言葉として実現に繋げるという表現が適切であると考えますので、提案に沿って修正したいと思います。

(会長)

委員の提案どおり修正するということですが、他に意見はございませんか。なければ、次に進みます。

(事務局)

次は資料の15ページです。後期基本計画(案)の40ページに「市民満足度の高い効

率的な行政運営」という表現があるが、市民満足度の調査業務を分掌している課があるのか、また、市民の満足度はどのように把握しているのかというご質問であります。

(会長)

これについて、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

これまでは、各部署が各施策に関して独自のアンケート調査を実施したり、お出かけ市長室や市長への手紙、出前講座等で、市民の満足度を推測していたのが実情です。今年度から、市民連携室が長期総合計画の項目ごとに、重要度と満足度を伺う、市民満足度調査を実施する予定であります。11月頃、無作為抽出した2000人を対象に調査を行い、その結果をホームページ等で公表する予定としております。

(会長)

ただ今の回答に対して、質問、意見等はございますか。
ないようですので、16ページの説明をお願いします。

(事務局)

資料の16ページです。「効率的な行政運営」について、1点目、職員数には基準値があるはずだが、指数管理は定期的実施されているのか。2点目は、組織改正によって、「～政策部、～政策課」がつくものが多くなったが、以前のような名称、組織ではだめなのか。3点目は、むつ市に「少子高齢化対策課、対策グループ」がないのはなぜか。最後に、組織の統廃合を行う理由は何なのか。以上4つのご質問であります。

(会長)

このことに関しまして、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

まず組織の総廃合を行う理由は何かというご質問について、地方自治法第2条第14項で「地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない」としており、また、第15項では「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、その規模の適正化を図らなければならない」と規定しておりますが、法律に定められているからという消極的理由ではなく、行政改革として、積極的に効率化を図るという趣旨で組織の統廃合を行っております。

また、職員数は定員適性化計画に則り、さらに職員数を削減していく方向で毎年度見直し修正をしております。

次に、組織改革で部課名に政策という文字が目立つようになったことについて、総務政策部は、それまでの総務部と企画部を、人と情報の管理、企画からなる総務政策部、お金と物の管理からなる財務部に再編したもので、他意はありません。その他「～対策課、～調整課」であった課名を「～政策課」に改めたものがありますが、これも消極的に調整、

対策を講じるのではなく、積極的に政策を推進していこうという攻めの行政に転ずる意味での改称であります。

最後に「少子高齢化対策課」がないのはなぜかについてであります。少子高齢化と一言に申しても、中身は少子化と高齢化に分けられます。少子化対策は児童家庭課が、高齢者対策は介護福祉課が、少子高齢化に伴う就労対策は経済部が、労働力人口の減少に伴う税収対策は財務部が担っております。また、医療、年金の関係は民生部が、少子化による教育制度改革等は教育委員会が担っており、「少子高齢化」が抱える問題は多岐にわたるため、一つの課・組織で対応できるものではないと考えております。

(会長)

各質問に対する答弁がありました。ご意見等はございませんか。
ないようですので、17ページの質問、意見に入りたいと思います。お願いします。

(事務局)

資料の17ページ、後期基本計画(案)の40ページ、主要計画(3)の表現の中に、「～市民視点での行政活動や～」という箇所がありますが、「市民視点」という言葉を「市民目線」に修正したらどうかのご意見です。

(会長)

このことにつきまして、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

「視点」も「目線」も同義であり、どちらでもかまわないと考えますが、審議会としてのご意見であれば、それに従います。

(会長)

第1策定小委員会から、審議会の意見に従いたいという発言がありました。「市民視点」を「市民目線」に修正する、あるいは、原案どおりで良い等、皆さまからご意見はございませんか。

(委員)

どちらも同義であるならば、原案のままでよいと思います。

(会長)

ただいま、後期基本計画(案)のとおりで良いという意見がありました。他にご意見はございますか。

ないようですので、原案どおりの表現でよろしいですか。(異議なし)

それでは、18ページの質問、意見についてお願いします。

(事務局)

資料の18ページです。各庁舎を基点として半径20kmの円を描いた場合、重複する地域があるので、現在の4つの庁舎体制を3つに変えることが出来るのではないかとご意見です。

(会長)

これに対しまして、第1策定小委員会、回答をお願いします。

(第1策定小委員会)

なぜ20kmの円なのかという点が釈然としませんが、庁舎の位置というのは距離だけでは決められないと考えています。本庁舎と分庁舎の在り方については、これまでも数度、組織変更を行った経緯がございますし、今後も不断に見直しを進めていくこととしています。

(会長)

今後も見直していく考えがあるということですが、いかがでしょうか。

(委員)

例えば救急搬送について、30分以内に到着してすぐ処置できれば、蘇生は出来るということで、いわゆる行政の活動ができる範囲は20kmというのが一般的な考え方になっています。

行政自体もマネジメント手法を取り入れれば、分庁舎を区役所に格下げしてもちろんと機能するのではないかと思います。問題はやる気があるかどうか。市の財政と相談して決めることは可能だと思いますが。

(会長)

この件は、第1策定小委員会から不断に考える旨、回答がありましたので、そういうことでよろしいでしょうか。

続けて、19ページの意見、質問についてお願いします。

(事務局)

後期基本計画(案)の43ページ、主要計画の(3)、より広い圏域事業の推進の中で、「津軽地域」「南部地域」「北海道道南地域」「北東北地域」と表記しているが、大きさが違うものを同一感覚で表記せず、「地方」と「地域」の区分表記を取り入れたらどうかのご意見です。

続けて回答いたしますと、一般的には8地方区分、「北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州」が用いられ、例えば、北海道地方道南地域、東北地方北東北地域と表記しているようですが、「地方」「地域」の表記に統一的ルールはないことから、原案どおりでも良いと考えますが。

(会長)

事務局から原案どおりとしたい旨、発言がありましたが、いかがでしょうか。ご発言がないようですので、20ページの質問、意見に入りたいと思います。

(事務局)

後期基本計画(案)では46ページになります。むつ市には限界集落を含んだ過疎地域があるのかというご質問です。

限界集落とは65歳以上の方が半数以上に達している地域を指し、昨年のデータを基にすると、旧川内町の銀杏木、安部城、畑、旧大畑町の赤川、木野部が該当します。また、過疎法により、旧川内町、旧大畑町、旧脇野沢村が過疎地域に指定されています。したがって、限界集落を含んだ過疎地域は、旧川内町と旧大畑町ということになります。

(会長)

ただいま事務局から答弁がありましたが、これにつきまして関連する意見、質問はございませんか。

ないようですので、次の質問、意見にうつります。

(事務局)

資料の21ページです。一部事務組合下北医療センターに対するむつ市の負担割合は相当なものである。むつ総合病院が組合組織になったため、むつ市は財政的にも苦しくなったのではないかと。平成22年度末、むつ市が専決処分でむつ総合病院の赤字を補填したとの報道がなされたが、むつ総合病院は一部事務組合を解消して、以前の「むつ市民病院」として立て直したらどうかのご意見です。

(会長)

これに関しまして、第2策定小委員会、回答をお願いします。

(第2策定小委員会)

下北医療センターは下北地域の1市1町3村にあります3つの病院、6つの診療所について事務の一部を共同で行っている組合でございます。

平成20年度の決算で、経営状況の悪化の割合を示す資金不足比率が、基準値である20%を越え、51.8%に達しました。そのため、財政健全化法の規定に基づき、経営健全化計画を策定し、不良債務の解消に努めた結果、平成21年度では45.1%、平成22年度では35.5%、平成23年度では28.2%まで比率が減少しました。現在は予定どおり、不良債務の回収が進んでいるという状況でございます。

平成22年度末の一般会計による専決処分は、経営健全化計画に則り、市内3診療所の不良債務解消を促進するための措置であり、むつ総合病院は、平成20年度決算において赤字を脱却してからは、現在に至るまで黒字を続けております。

また、一部事務組合下北医療センターは、郡域内の医療連携に重点をおいた組合であり、経営、人事、財政を含む各病院、診療所の運営は、所在する市町村が担う方式をとってお

ります。そのため、組合のメリットである、共同出資による効率化を図ることが出来なかったことも、不良債務を増大させた要因のひとつであると考えております。

現在は医師確保についても各市町村、医療機関が行っていることから、下北医療センターの組合組織を見直すべく検討中でございますが、むつ総合病院については、今後も組合組織として維持し、郡域内の中核病院、へき地医療、医療の拠点病院として、下北全体の医療を確保できるよう検討を進めているところでございます。

(会長)

ただいま第2策定小委員会から答弁がございましたけれども、他に質問等はありませんか。ないようですので、22ページの質問、意見に入りたいと思います。

(事務局)

資料の22ページ、後期基本計画(案)は49ページ、主要計画(5)の表現について、「～その充実を図ります。また収納対策の強化により保険料確保を図り、後期高齢者医療の財政の安定化を図ります。」とあるが、「図る」という言葉が多用されているので、「～その充実を図ります。また収納対策の強化による保険料確保を推進し、後期高齢者医療の財政の安定化に努めます。」に修正してはどうかのご意見です。

(会長)

これに関しまして、第2策定小委員会、回答をお願いします。

(第2策定小委員会)

委員ご指摘のとおり、「図る」という言葉が重なっておりますので、ご提案のとおり表現を改めたいと思います。

(会長)

修正案のとおりにするそうですが、他に質問等はございますか。ないようですので、23ページの質問、意見について説明をお願いします。

(事務局)

資料の23ページ、後期基本計画(案)の51ページ、主要計画(4)の表現について、「心の通い合う福祉サービスを提供するには、人材育成が必要不可欠のため」を「心の通い合う福祉サービスを提供するには、人材育成が必要不可欠なため」に改めてはどうかのご意見です。

(会長)

第2策定小委員会、回答をお願いします。

(第2策定小委員会)

原案及び修正案を踏まえ、「必要不可欠であるため」という表現に修正します。

(会長)

第2策定小委員会から、改めて修正案が出されましたが、他にご意見等はありませんか。なければ、24ページの説明をお願いします。

(事務局)

では、24ページにうつります。後期基本計画(案)52ページになりますが、「要援護者支援の構築」に関して、要援護者の見守り活動は町内会として協力するが、具体的な手法がわからない。また、要援護者の情報提供は受けているが、町内会全体での情報共有は難しいのかというご質問でございます。

(会長)

これに関しまして、第2策定小委員会、回答をお願いします。

(第2策定小委員会)

後期基本計画(案)では、大きな枠組みだけを載せています。具体的な事項については、行政連絡員等の会議において説明しておりますが、今後も総会等に出向き、説明をさせていただきたいと思っております。

また、要援護者の個人情報の提供につきましては、むつ市個人情報保護審査会に意見を求め、その承認を得ておりますものの、情報提供をする場合は、行政連絡員、町内会長、またご本人から指定を受けた地域の支援者であっても、守秘義務に関する誓約書の提出が求められます。守られるべき情報が制限無く広がってしまうという危険性があることから、町内会の加入者全員に要援護者の情報を提供することは考えておりません。

(委員)

ただ今の説明は理解できます。しかし、実際的に要支援者を守るためには、今の説明だけでは不足する感があります。

災害時に万全を期すためには、少なくとも要援護者のいる班の班員だけでも、あるいは班長さんだけでも要援護者の情報を知っていた方が良いと思うのですが。

(事務局)

ただ今のご意見については、後期基本計画(案)で大枠は網羅しているつもりでおります。その具体に関しては、担当部署と蜜に協議していただくということでご理解をいただきたいのですが。

(委員)

はい、わかりました。

(委員)

町内会の要援護者の情報は消防団にも提供されておりますから、団による協力も得た方が良いと思います。

(第2策定小委員会)

要援護者の情報は、消防団、民生委員、行政連絡員、町内会長、地域支援者等に提供しております。昨年は行政連絡員を対象に説明会を開催しましたが、具体についての説明が不足していたと思いますので、改めて説明に出向きたいと考えております。

(会長)

他に24ページに関連して、意見、質問はございませんか。なければ、25ページから最終ページまでは、次回の審議会で進行してまいりたいと思います。

3. その他

(会長)

その他、皆さんから何か発言はありませんか。
ないようですので、事務局お願いします。

(事務局)

第3回審議会は10月12日、第4回審議会は10月26日に開催いたしますのでよろしくをお願いいたします。

(会長)

繰り返しになりますが、次回の審議会は、10月12日、金曜日、午後1時30分から、この場で行うこととなります。

これで、次第2、議題及び次第3、その他を終了いたします。引き続き事務局、進行をお願いします。

4. 閉会

(総務政策部長)

本日も、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。
今後も日程調整方につきまして、御配慮くださいますようよろしくお願い申し上げます。
これをもちまして、第2回総合開発審議会を終了いたします。